

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財関第257号 平成30年2月27日 改正 財関第1696号 平成30年12月27日 <u>改正 財関第861号</u> <u>令和元年6月27日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財関第1320号）は廃止する。</p>	<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財関第257号 平成30年2月27日 改正 財関第1696号 平成30年12月27日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財関第1320号）は廃止する。</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">20180222 保局第4号 平成30年2月27日 改正 20181210 保局第2号 平成30年12月27日 <u>改正 20190606 保局第2号</u> <u>令和元年6月14日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">20180222 保局第4号 平成30年2月27日 改正 20181210 保局第2号 平成30年12月27日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
の通関の際における取扱いについて		の通関の際における取扱いについて	
<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p>		<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて）は廃止します。</p>	
別紙 (省略)		別紙 (同左)	
(参考様式第1)		(参考様式第1)	
緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品名	型式	品名	型式
項目	輸入する緩衝装置の概要	適用除外要件	適用除外要件
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気	不活性ガス又は圧縮空気
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	設計圧力を超えない構造
設計圧力での安全性確認			
再充填構造		再充填できない構造	再充填できない構造
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)</p>			
		印	印
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)</p>			

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
品名	型式	適用除外要件	判定	品名	型式	適用除外要件	判定
項目	輸入する自動車用大型エアバッグガス発生器の概要	(備考) この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。 (注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。		(備考) この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。 (注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。			
充填ガス名		(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条第二項に規定される毒性ガスではない。		充填ガス名		(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条第二項に規定される毒性ガスではない。	
充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造		充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力(破裂版の)				容器の設計圧力(破裂版の)			

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
破裂圧力)				破裂圧力)			
作動圧力				作動圧力			
再充填構造		再充填できない構造		再充填構造		再充填できない構造	
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。		容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。				本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。			
(確認年月日)				(確認年月日)			
(輸入者の氏名又は名称)		印		(輸入者の氏名又は名称)		印	
(同住所、電話番号)				(同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(注) ①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は(イ)～(ホ)をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

(参考様式第3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	型式	適用除外要件	判定
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途	自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器 (自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品		

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	型式	適用除外要件	判定
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途	自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器 (自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品		

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前				
充填ガス名	に組み込むためのものを含む。)	不活性ガス	充填ガス名	に組み込むためのものを含む。)	不活性ガス		
	本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)	印		本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)	印		
(備考)	この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。		(備考)	この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。			
(注)	「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。		(注)	「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。			
(参考様式第4)	相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書			(参考様式第4)	相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書		
品 名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器			品 名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器		
項 目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定	項 目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定
用 途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 (販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。) にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。		用 途	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 (販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。) にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。		
材料適合証明書番号		材料適合証明書番号		協定規則に	適合する協定規則の番	協定規則を批准する国の	
協定規則に	適合する協定規則の番	協定規則を批准する国の		協定規則に	適合する協定規則の番	協定規則を批准する国の	

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
適合している旨の記号	号： 国番号： 認可番号：	適切な認可を取得した容器であること。	適合している旨の記号	号： 国番号： 認可番号：	適切な認可を取得した容器であること。
適合している旨の記号	号： 国番号： 認可番号：	適切な認可を取得した容器であること。	適合している旨の記号	号： 国番号： 認可番号：	適切な認可を取得した容器であること。

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称) 印
(同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。
 ②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。
 ③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称) 印
(同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。
 ②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。
 ③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。